

令和3年 第1回

京田辺市教育委員会臨時会

令和3年1月29日（金）

令和3年第1回教育委員会臨時会会議録

1 日時・場所

令和3年1月29日（金）午後0時10分

京田辺市役所5階全員協議会室

2 出席委員

教育長	山岡 弘高
委員（教育長職務代理者）	西村 和巳
委員	藤原 孝章
委員	上村 真代
委員	伊東 明子

3 出席職員 職・氏名

教育部長	藤本 伸一
教育指導監	中井 達
教育部副部長	鈴木 一之
教育総務室担当課長	北尾 卓也
こども・学校サポート室総括指導主事	草野 謙太郎
学校教育課長	藤井 勝久
社会教育課長	佐路 清隆
輝くこども未来室担当課長	西尾 康宏
輝くこども未来室担当係長	田原 暁
事務局 教育総務室総務係長	出島 ケイ

（兼務職記載省略）

4 日程

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 協議
第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画
（素案）について
- 4 日程第2 協議
京田辺市学校教育審議会設置条例の制定について
- 5 閉会宣告

1 開会宣告

教育長 令和3年第1回京田辺市教育委員会臨時会を開会いたします。出席数は5名で、定足数を満たしております。

2 議事日程報告

教育長 本日の議事日程は、さきにお配りしているとおりです。

3 日程第1 協議 第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画（素案）について

教育長 日程第1、協議及び日程第2、協議について、京田辺市教育委員会会議規則第17条第1項第4号に規定する「会議を公開することにより関係機関の事務の執行に関し、著しい支障が生じるおそれのあること」に該当すると思われるので、会議を公開しないこととしてよろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

教育長 異議なしとのことですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開といたします。

（出入口施錠）

教育長 日程第1、協議に関し、輝くこども未来室の職員を説明員として本会に出席させたいと考えます。その出席について、京田辺市教育委員会会議規則第19条、会議の運営について必要な事項は会議に諮って定めることとなっております。

お諮りいたします。説明員の出席についてご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

教育長 説明員出席について、これを認めます。

日程第1、協議、第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画（素案）についてを議題とします。

輝くこども未来室担当課長 本件は、先に決定をしました策定方針に基づき策定する令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とする第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画の素案です。詳細は、担当から説明を申し上げます。

輝くこども未来室担当係長 計画素案についてご説明申し上げます。

素案の目次、「1. 計画策定の趣旨」から「6. 再編整備計画の基本的な考え方」は、11月25日の教育委員会でお諮りした計画の策定方針と同内容のものです。本日は、「6. 再編整備計画の基本的な考え方」からご説明をさせていただきます。

再編整備計画の基本的な考え方でございます。市立幼稚園・保育所の再編整備は、京田辺市の「めざすこども像」の実現に向けて、将来を担う子どもたちを健やかに育てていく上で、ハード・ソフト両面において望ましい教育環境、保育環境を提供することを第一としなければなりません。そのため、平成29年に策定したこどもが輝く京田辺の実現に向けた基本方針を踏まえつつ、次の考え方を基本として再編整備に取り組むものいたします。

その1点目は、安全・安心な施設環境の確保で、子どもたちが日々生活する園舎が安全・安心であることは就学前教育・保育を提供する上で最も重要であることから、計画期間内に建築後50年を超え、かつ現在の新しい耐震基準を満たしていない園舎を有する市立幼稚園・保育所については、多くの費用と時間を要する施設整備に限らず、立地条件などそれぞれの実情に応じた対策を講じます。

2点目は、一定の集団規模の確保です。幼稚園や保育所においては、同年代の他の子どもと集団活動を行いながら社会性やコミュニケーション力を身につけることが必要であるため、園児数の減少により集団教育が困難となった園については、原則他園との統合を行い、一定の集団規模を確保いたします。

3点目は、公立施設の機能強化で、再編整備後の市立幼稚園・保育所、そして市立認定こども園が地域とのつながりを深めながら幼小連携、特別支援教育などにおける中心的な役割を担っていくため、集約される人的・物的資源を効果的に活用し、教育・保育内容の充実や施設の長寿命化といった就学前教育・保育環境の向上を進めます。としております。

以上3点が再編整備計画の基本的な考え方です。

次のページには、本市の就学前教育・保育がめざすこども像、集団規模についての認識を記載しております。

幼児期の集団教育を実施する上での望ましい集団規模については、さまざまな見解がありますが、一般的に各学年の学級数が複数で、学級当たりの園児数が16人から30人とされています。この数は、平成23年度に文部科学省が実施した幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究がベースとなっております。

しかしながら、市立幼稚園では、これまで各学年単学級の比較的小規模な園での幼児教育の実績を積み重ねてまいりました。また、3歳児につきましては、学級当たりの定員を20人とし、21人の申込みがあった場合は、10人と11人の学級を編成することになっています。

そのため、学級当たりの園児数の下限を10人とし、3歳児以上の全学年が単学級であるだけでなく、連続する複数の学年で園児数が10人未満となった場合に、集団教育が困難となった園として他園との統合を検討することとします。

「7・再編整備方針」では、3点挙げております。

その1点目は、拠点市立幼保連携型認定こども園の配置で、北部地域及び中部地域に拠点となる市立幼保連携型認定こども園を配置し、地域内の市立幼稚園及び保育所の集約・統合母体とします。南部地域については、当分の間、就学前児童数の増加が見込まれ、集約・統合が難しいことから、本計画の期間内は、老朽化が著しい施設を除いて幼稚園・保育所としての運営形態を継続します。

2点目は、市立幼稚園・保育所の統合等で、園児数の減少により集団教育が困難となった園は、原則として、地域内の拠点市立幼保連携型認定こども園に統合します。また、老朽化が著しいものの、施設整備が困難な園についても、統合その他の対策を進めます。

3点目は、民間活力を活用した小規模保育事業所の整備により、1・2歳児の保育定員を確保しながら市立保育所定員の適正化を進めるとともに、待機児童の発生防止を図ってま

います。

小規模保育事業所とは、主にゼロ歳から2歳児を対象とした小規模な保育施設で、利用定員は最大19人です。

続いて、19ページからが具体の再編整備計画となっております。拠点市立幼保連携型認定こども園へ将来的に集約されることも見据えつつ、第1期計画では小学校区を基本として再編を進めていきたいと考えております。

大住小学校区及び桃園小学校区ですが、こちらの公立園は大住幼稚園となります。

昭和48年に開園した大住幼稚園は、主要な園舎が現在の新しい耐震基準を満たしておらず、計画期間内に建築後50年を経過します。令和2年2月に策定した大住幼稚園改築・こども園化基本構想に基づき、園舎を全面的に改築して北部地域の拠点となる市立幼保連携型認定こども園、仮称・大住こども園として整備いたします。

表14に大住幼稚園の施設の状況を掲げております。このままいくと、5年後の令和7年4月には、園舎が2棟とも新しい耐震基準を満たしていない上、職員室等がある鉄骨造の園舎は築年数が50年を超えることになります。

松井ヶ丘小学校区ですが、こちらの公立園は、松井ヶ丘幼稚園となります。

昭和54年に開園した松井ヶ丘幼稚園は、現施設で幼稚園としての運営を継続いたしますが、園児数の減少が続き、集団教育が困難となった場合は、大住こども園に統合いたします。

表15に、過去5年間の松井ヶ丘幼稚園の園児数の推移を記載しております。園児数の減少傾向が続いており、令和2年の園児数は、3歳児が13人、4歳児が10人です。

田辺小学校区ですが、こちらの公立園は田辺幼稚園です。

昭和46年に開園した田辺幼稚園は、主要な園舎が新しい耐震基準を満たしておらず、計画期間内に建築後50年を経過します。

敷地や敷地周辺に仮設園舎を設置する余裕がないなど、園児にとって安全・安心な施設環境を確保することは困難であるため、園児募集を停止し、休園といたします。

なお、田辺小学校区内の幼稚園ニーズにつきましては、公私連携協定の締結により私立の聖愛幼稚園で受け入れるものとしますが、保護者が他の小学校区の市立幼稚園も選択できるよう検討します。

また、今後の就学前児童数の動向を踏まえ、将来的に移転、こども園化も検討することとします。

田辺幼稚園の園児数は、表17のとおり、減少傾向であるとはいえ、令和2年度時点で100人の園児がいます。一方、園舎は、令和7年4月時点で1棟を除き、新しい耐震基準を満たさず、築年数も50年を超える、あるいは50年近くとなりますので、このような対応を考えているところです。

田辺東小学校区には、3つの公立園が立地しております。

このうち、河原保育所は、平成22年に改築された比較的新しい園舎であり、地域子育て支援センターも併設していることから、認定こども園へ移行し、中部地域の拠点市立幼保連携型認定こども園、河原こども園とします。

昭和47年に開園した田辺東幼稚園は、主要な園舎が耐震基準を満たしておらず、計画期間内に建築後50年を経過します。また、園児数の減少が続いており、既に集団教育が困難な状況となっていることから、河原こども園へ統合します。

表19のとおり、令和2年5月現在、3歳児が9人、4歳児が4人と、既に連続する学年で園児数が10人以下になっておりますので、基本的な考え方に基づいて、拠点市立幼保連携型認定こども園へ統合するものです。

河原保育所分園は、平成26年に田辺東幼稚園の園舎を活用して開園したところですが、園舎が現在の新しい耐震基準を満たしておらず、計画期間内に建築後50年を経過いたします。そのため、代替施設となる民間小規模保育事業所の整備を進めた上で、河原保育所へ統合します。

薪小学校区の公立園は薪幼稚園となりますが、薪幼稚園は現施設で幼稚園としての運営を継続します。また、現在、策定が進められている学校施設長寿命化計画に基づき、令和7年までに園舎の長寿命化改修を実施します。

草内小学校区には、公立園は2園ございます。

昭和48年に開園し、平成6年に現在地へ移転した草内幼稚園は、園舎が比較的新しいことから、3歳から5歳児を対象にした幼保連携型認定こども園へ移行し、新たに保育ニーズを受け入れます。また、認定こども園への移行に当たっては、外部搬入方式による給食を実施したく考えております。3歳児以上のみの幼保連携型認定こども園は自園調理を行う必要がありませんので、厨房は整備せず、外部搬入方式で給食を実施するものとします。

草内保育所は、昭和31年に開所し、平成7年に草内幼稚園の跡地である現在地へ移転したところですが、3歳から5歳児が使用している園舎が新しい耐震基準を満たしておらず、計画期間内に建築後50年を経過します。そのため、この園舎を減築し、0歳から2歳児のみを受け入れる保育所とし、3～5歳児の保育ニーズは、草内こども園の保育所枠で受け入れるものとします。

表22には、草内保育所の施設の状況を記載しています。棟番号1の鉄骨造の建物と、場合によっては棟番号2の鉄筋コンクリート造の園舎を閉じて、棟番号3の園舎のみで運営することを想定しているところです。

続いて、南部地域です。

三山木小学校区の公立園は3園です。

昭和51年に開園した三山木幼稚園は、現施設での幼稚園としての運営を継続します。

また、学校施設長寿命化計画に基づき、計画期間内に園舎の耐震補強を実施します。

三山木保育所は、平成27年に移転新築された新しい園舎で、地域子育て支援センターも併設をしています。将来的に認定こども園へ移行し、南部地域の拠点市立幼保連携型認定こども園、三山木こども園とすることが想定されるものの、この地域では、当分の間、就学前児童数の増加が見込まれることから、計画期間内は現施設で保育所としての運営を継続します。

昭和50年に開所した南山保育所は、園舎が耐震基準を満たしておらず、計画期間内に建

築後50年を経過いたします。敷地や敷地周辺に仮設園舎を設置する余裕がないなど、現在地で施設整備を行い、園児にとって安全・安心な施設環境を確保することが困難であるため、代替施設となる民間小規模保育事業所の整備を進めた上で、三山木保育所に統合することとします。

南山保育所は、令和7年には築年数が50年を超えますので、現在の園児数をカバーする小規模保育事業所の整備と併せて、三山木保育所に統合するものです。

普賢寺小学校区の普賢寺幼稚園は、現施設で幼稚園としての運営を継続するものとします。

これらの統合等に当たっての配慮については、今後、統合あるいは休園の対象となる園については、当該園に在園する3歳から5歳児が卒園するまでは現施設で幼稚園・保育所としての運営を継続するものとします。

具体的には、今年の夏以降に行う令和4年度の園児募集に際し、保護者へ計画の説明を行った上で、同年度に入園した3歳児の卒園後に統合や休園を行うということを考えております。

26ページは、今回の第1期計画の期間である令和7年度までの計画と、将来の最終イメージを記載した再編整備計画のチャートを記載しています。

現在、事業を進めている大住幼稚園は、令和5年度にこども園化します。

松井ヶ丘幼稚園は、計画期間内は幼稚園のまま運営することを前提としますが、園児数の動向によっては大住こども園へ統合します。

田辺幼稚園は、令和5年度から新入園児の募集を停止し、令和7年度から休園。

河原保育所は、令和7年度にこども園化し、同時に田辺東幼稚園を統合。

河原保育所分園は、代替となる民間小規模保育事業所2園を整備した上で、令和6年度にこども園、河原保育所へ統合したいと考えております。

薪幼稚園は、計画期間内は幼稚園のままです。

草内幼稚園は、令和7年度に、3歳以上児のみを受け入れる幼保連携型認定こども園とし、併せて草内保育所は0歳から2歳のみを受け入れる保育所として運営を継続することとしています。

三山木幼稚園及び三山木保育所は、将来的に三山木保育所を地域の拠点市立幼保連携型認定こども園に移行した上で統合することを想定しておりますが、計画期間内、令和7年度まではそれぞれ幼稚園、保育所としての運営を継続します。

南山保育所は、河原保育所分園と同様に代替となる民間小規模保育事業所を整備した上で、令和7年度に三山木保育所へ統合したいと考えております。

普賢寺幼稚園は、計画期間内は幼稚園のまま、河原保育所分園及び南山保育所の代替となる小規模保育事業所は令和7年度までに都合4園整備することを想定しています。

チャートの下に記載のとおり、園児募集を停止・休園する田辺幼稚園については、保護者が聖愛幼稚園または他の市立幼稚園を選択できるよう検討します。

また、河原保育所分園及び南山保育所の統合は、代替施設となる民間小規模保育事業所の整備が前提となります。

なお、このチャートは、現時点での予定ですので、就学前児童数や保育ニーズの状況によ

り変更する場合がございます。

次の27、28ページは、再編整備後の教育・保育ニーズの見込みと施設定員です。

表26、教育（幼稚園）ニーズの見込みと施設ニーズで、計画最終年度の令和7年度に110人の不足が生じておりますが、市内の私立幼稚園に定員拡大の余地等があることから、実際には不足は生じない見込みです。

また、表28、表29の1・2歳児と0歳児の保育ニーズのところでも、令和3年度と4年度で不足が生じておりますが、こちらにつきましても、定員の弾力化、保育所等の定員の超過受入れによって引き続き対応するため、実際には待機児童は生じないというふうに考えております。

続く29ページは、公立施設における就学前教育・保育の充実について記載をしています。

再編整備後の市立幼稚園、保育所、認定こども園は、次のとおり、引き続き地域における就学前教育・保育のセンターとして、子育て支援の中心的な役割を担うほか、特別な配慮が必要な子どもへの対応、京田辺市全体の就学前教育・保育の質の向上などに取り組んでまいります。

1点目が、人材の活用・資質向上です。再編整備により集約される職員を、特に需要の多い1・2歳児及び特別な配慮が必要な子どもの教育・保育に重点的に配置をいたします。

また、研修等を通じて職員の資質向上を図って、個々に応じた適切な就学前教育・保育を提供いたします。

2点目は、看護師の配置です。医療的ケア児の受入れを含めた子どもの健康管理等のため、市立認定こども園を中心に看護師の配置を進めてまいります。

3点目は、保幼小連携の推進です。市立幼稚園、保育所、認定こども園は、幼小接続カリキュラム等を通じて幼児教育と小学校教育との連携を実践するとともに、その成果の市内私立園への普及を図ってまいります。

計画の素案は以上となりますが、最後のページの表面に、本再編整備計画の推進により期待される効果を記載しております。

1点目は、市立幼稚園・保育所の耐震課題の解決です。大住幼稚園の改築・こども園化のほか、大規模な施設整備を実施せずに長年の課題であった市立幼稚園・保育所の耐震対策を一挙に解決することができるという点。

2点目は、就学前教育・保育の充実等ということで、再編によって限られた人材を集約し、効果的に配置することで、就学前教育・保育を充実することができるという点。

3点目は、待機児童対策で、小規模保育事業所の整備により、特に課題となっている1・2歳児の保育ニーズに機動的に対応するとともに、年度途中の待機児童の解消も図ることができるという点。

4点目は、効率的な行財政運営の実現として、市立幼稚園・保育所の統合や民間活力を活用した規模の適正化を進めることで、経費を節減して効率的な行財政運営を実現することができるという点。

最後、5点目は、跡地の有効活用ということで、統合整理された幼稚園等の跡地を老朽化した小学校校舎や児童館の建替用地、あるいは将来のための種地として活用することがで

きるという点。

これらを再編整備計画により実現できるものと考えているところです。

最後のページの裏側は、再編整備計画の策定スケジュールとなっております。

昨年9月の経営会議で策定方針の案を諮るところからスタートしまして、教育委員会の定例会、10月に幼稚園・保育所の保護者を対象に都合4回開催した市民みらいミーティングを経て、11月に策定方針の決定をいたしました。策定方針については、市議会文教福祉常任委員協議会、京田辺市子ども・子育て会議に報告をさせていただき、経営会議を経た上で、本日、教育委員の皆様方に計画の素案をお諮りしております。

今後の予定ですが、統合や休園の対象となる園の地元区等と本計画について説明、協議を行いたいというふうに考えております。地元区へのご説明に併せて、2月10日に予定している市議会の文教福祉常任委員協議会にも素案の説明を行い、2月25日の子ども・子育て会議で意見を聴取することとしております。

その後、各段階での意見等を踏まえて、計画案を改めて作成して、3月の教育委員会に改めて諮ってまいりたいというふうに考えています。

現時点では、4月から5月にかけてパブリックコメントを実施し、6月の計画策定を予定しているところです。

第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画（素案）については、以上です。

教育長 事務局から説明がありましたが、ご意見等はありませんか。

藤原委員 2点あります。

1点目は、再編によって、教職員の増減はどうなるのかということです。それと、認定こども園の教職員の方の身分はどうなるのかということ。それが1点目です。

2点目は、民間小規模保育所のところで、新設が2園とありますが、いわゆる公私連携のような形にされるのか、それとも全く関係なく対応されるのか、2点お聞きします。

輝くこども未来室担当係長 1点目の職員の件につきましては、認定こども園の職員を保育教諭とし、市の職員としての身分を維持する形になります。職員数については、計画的に調整していかなければならないということになりますが、幼稚園が減ったからといって、職員が減るというわけではございません。認定こども園になった場合に、小さい子どもを新たに受け入れるため、職員が必要ということになりますので、全体のバランスを見ながら配置を計画していくということになろうかと思えます。

民間小規模保育事業所については、市の方で公私連携協定を締結しております。これは、同志社山手の「こもれび」さんが、市立幼稚園と同じように、同志社山手地区の子どもを幼稚園枠として受け入れてくださいというお願いをしたという意味での協定です。聖愛幼稚園さんとも同じような連携を想定はしているところですが、小規模保育事業所は保育というところでありますので、市の方でいずれにせよ入所調整というような形で行いますので、その辺りについては、市で十分調整できるものというふうに考えているところです。

藤原委員 私どもの大学では、保育士、幼稚園教育希望者が多いので、待遇等も含めて明確にさせていただけると、希望者が多いと思います。

伊東委員 河原保育所については、中部の拠点市立幼保連携型認定こども園としますと書か

れていますが、今の保育所の機能に加え、将来は幼稚園の機能も入ってくるというふうに考えていいですか。

輝くこども未来室担当係長 ご指摘のとおりです。幼稚園枠を、人数を設定してこども園とすることを考えております。

西村委員 施設の再編については、こういう形になると思うんですけど、もう一つの視点の方で、教育や保育の内容面でこのような視点で市として充実していく、特色をつくっていくというところについての話がなかったように思います。建物が老朽化しているとか子どもたちが少ないとかだけの話で、物理的なことについて理解できるんですが、今までやってきた教育の中身を、この計画になってより一層、内容面でプラスにするかということ、この段階でもうちょっと詳しく触れておく必要があるかなと思います。前の大住の認定こども園のときもそうでしたけれど、場所、建物だけ造って、そこでこども園活動をするという話になっていきますけど、そこでする教育をどのように創造するのかというところを、市として、もう少し具体的なプラン、構想をつくっておかなかつたら、枠はこれです、あとは現場にお任せしますというように聞こえなくもないので、その辺りはプラスアルファとして入れておくのが良いと思います。多分、住民の方にアンケート取ったときにもそんな話も出てくるのではないかなというふうにも思いました。

輝くこども未来室担当係長 教育・保育の充実については、大変大事なことであります。単に数合わせで検討とは毛頭考えておりません。29ページに、公立施設における就学前教育・保育の充実と記載しておりますけれど、ご指摘を踏まえ、その点について考えてまいりたいというふうに考えます。

上村委員 29ページに看護師の配置とありますが、これは全園にというような形なのか、もしくは医療的ケア児が入られた場合ということなんでしょうか。

輝くこども未来室担当係長 現在、市立幼稚園・保育所に看護師の配置は1人もない状況です。我々としては、保育所・幼稚園に看護師を配置したいというのはずっと思っておりまして、今回、大住幼稚園を建て替えてこども園化するときに、初めて看護師を配置しようというふうに考えております。一足飛びに全園に配置できるかというとなかなか難しいと思いますが、まずは市立のこども園については、看護師を配置するという形で進めていきたいという考えで、医療的ケア児がいるいないにかかわらず、まず拠点となる市立園については、看護師の配置を進めていきたいというふうに考えております。

上村委員 それは常駐されるということですか。

輝くこども未来室担当係長 未確定です。

藤原委員 保育力とか教育力の問題というのは、一朝一夕にできない。幼児教育は非常に大事だなというふうに思いますので、また懇話会等で課題を見つけていければいいかなというふうに思います。

伊東委員 今までは幼稚園の方はしっかりと京田辺市で土台をつくっていたのだと思いますが、保育所に関して教育委員会がどう関わっていくのかというのが、想像しにくくなっていました。その辺り、幼保連携認定こども園を整備していくことの中に、盛り込めていけたら見る側も分かりやすいんじゃないかなと思いますので、そういうところも議論してい

きたいと思います。

輝くこども未来室担当係長 我々としては保育所の幼児教育の部分についても教育委員のご意見を承らなければならないというふうに認識しておりますので、保育所の部分も含めて、市立幼稚園、保育所、認定こども園を通じて、教育面については教育委員会としっかり連携を取ってやっていきたいというふうに考えております。

教育長 今まで小学校区ごとに1園ということで、歴史的に進めてきたのは、幼稚園と小学校の連携、つながりを重視してきたということです。施設の老朽化や耐震性の問題があるなかで、保育所ニーズの高まり、認定こども園というのが出てきたという、大きな流れ、国の流れもありますので、そういった辺りは、十分組み込みながら、京田辺市のこれまでの幼稚園教育あるいは保育の中で培われてきたものがうまく融合できるように、今後考えていっていただきたいのと、我々教育委員会、それから市長部局の方と連携しながら情報共有できたらというふうに思っています。

輝くこども未来室担当課長 今、教育長からお話を頂きましたけれども、流れる的には、保育所、幼稚園と一緒にやらせていただいて、それを小学校につないでいきたいというふうに考えております。非常に長い計画になって、すぐにそういうことが出てこないかもしれませんが、既に大住こども園が5年の4月にありますので、チームをつくりまして、今議論しています。その中で、今ご指摘いただいた部分についても十分に考慮しながら、いいものをスタートダッシュよくつくっていききたいと思っていますので、またご指導の方よろしくをお願いしたいというふうに考えております。

教育長 その他にご意見等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 日程第1、協議、第1期京田辺市立幼稚園・保育所再編整備計画(素案)についての件を終わります。

4 日程第2 協議 京田辺市学校教育審議会設置条例の制定について

教育長 日程第2、協議、京田辺市学校教育審議会設置条例の制定についてを議題とします。

教育総務室担当課長 本件は、京田辺市の学校教育における教育諸課題の解決に向け、教育事情に詳しい学識経験者等により専門的な見地から調査、審議するための附属機関を新たに設置する条例案について、協議をお願いするものです。

条例には、京田辺市学校教育審議会は、地方自治法第138条の4第3項に基づく補助機関であること。

審議会の所掌事務は、学校教育の振興に関することその他のことであること。

審議会委員は、学識経験を有する者から教育委員会が委嘱すること。その人数、任期は、それぞれ、15人、2年であること。また、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、別途、臨時委員をおくこと。その他、必要な事項を規定しています。

なお、この条例は令和3年4月1日から施行したく考えております。

教育長 事務局から説明がありましたが、ご意見等はありませんか。

西村委員 委員の人選は、第2条の所掌事務に応じた人が集まって審議を依頼するという形

ではなく、先に委嘱された人がおられて、そこに案件を出し、審議してもらうという形なんです。

教育総務室担当課長 そのとおりです。15人以内で審議会を組織し、専門知識をお持ちの方が必要であるときは、別途、臨時委員を委嘱するというふうに考えております。

藤原委員 条例案にどのように答申するということは、書かなくてもいいんですか。もう少し、具体的であった方がいいのかなと思ったりしますが。

教育総務室担当課長 一般的な審議会の設置条例のフォーマットは、このような形になっています。

教育長 詳細は、委員会規則として定めていくという考えですね。

その他、ご意見等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

教育長 日程第2、協議、京田辺市学校教育審議会設置条例の制定についての件を終わります。

非公開の案件が終わりましたので、会議を非公開とすることを終わります。

(出入口解錠)

教育長 令和3年第1回京田辺市教育委員会臨時会を閉会いたします。